

Q46

抗がん剤治療中、 生活を支えるためにはどんな サービスがありますか？

医療の進歩により、今まで通り自宅で生活しながら、外来での治療が可能になりました。しかし、治療を続けていく中で、いろいろな不安や日常生活の困難に直面することも多いと思います。

そこで、ここでは日常生活に関連した問題にお答えいたします。

Q1 がんと診断され、抗がん剤の治療になると説明を受けました。抗がん剤は高いと聞きます。医療費のことが心配です。

(A) がんと診断され、不安な気持ちでいっぱいだと思います。治療にかかる費用も気になるところです。

経済的な負担を軽くする為の制度がいくつかあるのでご紹介いたします。

(1) 高額療養費制度

70歳未満の方で入院・手術・抗がん剤治療などで高額な医療費がかかりそうなときは、ご加入の公的医療保険で「限度額適用認定証」の申請をして下さい。医療機関の窓口で支払う医療費の上限を限度

額までに抑えることが出来ます。もし限度額適用認定証の交付を受けずに治療を受けた場合には、医療機関から請求される医療費を一度支払った後、保険者に申請することで自己負担限度額を超えた分が2～3カ月後に戻ってきます。

70歳以上の方は、月ごとの医療費の上限額が決められています。保険証を窓口にご提出下さい。(非課税世帯の方は、市町村役場にて減額認定証の交付を受ける必要があります)

また、2つの医療機関で高額な医療費をお支払いになった場合などは、合算し払い戻しの手続きをとることが出来ます。

申請窓口：現在加入中の健康保険組合、全国健保協会、市町村(国民健康保険、高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合

(2) 確定申告による医療費等の控除

1月1日から12月31日までの1年間に10万円を超える医療費がかかった場合、確定申告をすることにより所得税が還付されます。申請窓口は住所地を管轄する税務署です。領収証やおむつ使用証明書などが必要となります。

控除の対象になる物、ならない物があります。

その他、無料低額診療事業やひとり親家庭等医療費助成制度、自立支援医療、小児慢性特定疾患治療研究事業、重度心身障害者医療費助成制度などの制度があります。医療費のこと、医療費助成の手続きや内容などについては、各医療機関のがん相談支援センターや地域医療連携センターなどの相談員にお尋ね下さい。

Q2 治療のために仕事を続けるかどうか迷っています。

(A) がんと告げられたとき仕事を続けていけるだろうか、仕事を辞めて治療に専念した方が良いのではないかなど悩むことがあると思います。がんと言われたから、入院するからといってすぐに会社を辞める必要はありません。一時的に仕事に制約が生じることもありますが、職場復帰や治療をしながら働くことは可能です。近年では外来で化学療法をしながら仕事を継続することが出来る様になってきました。しかしそういったことは職場では理解されていない事も多々あります。

仕事と治療を両立させるためには、本人、職場、医療機関がそれぞれ必要な情報を共有し、就労条件や通院時間の確保をするなど調整が必要です。治療内容やそれにかかる期間、副作用などについて主治医とよく話をし、ある程度の治療の見通しを把握しましょう。そして、職場で信頼できる上司や同僚、人事担当者などに相談し、支援を得ることも大切でしょう。病気のことを話すのはとても勇気がいることですが、治療中は体調が不安定になることもあります。定期的な受診治療以外に仕事を休まないといけないこともあります。半日、時間単位の有給休暇や短時間勤務制度、時差出勤など、利用できる制度がないか自分でも社内規則を確認しておきましょう。また、仕事と治療を両立させるために、がんによる症状や治療の副作用が辛いときは我慢せず主治医に伝えることも大切です。あなたの症状にあったお薬の処方、対処法を考えてくれるでしょう。

もし仕事を辞めたいと思ったときは、1人で決めず、家族ともしっ

かり話し合しましょう。困ったときはがん相談支援センターをご利用下さい。治療の見通しと働き方、休暇の取り方など一緒に考え、問題整理、解決に向け支援していきます。

Q3 治療により仕事を休まなければならなくなったときの生活の保障はありますか？

(A) がんの治療は、手術、化学療法、放射線治療の三本柱です。治療によっては、比較的長期の入院が必要なこともあります。その場合も会社に迷惑をかけるからと仕事を辞めてしまう方がおられますが、辞めずに休みをもらえるように会社に相談しましょう。

(1) 傷病手当金

健康保険に加入している方が、病気のため仕事が出来ないときに生活を保障する制度です。標準報酬月額額の3分の2が支給されます。支給期間は、支給開始から1年6カ月です。支給開始日とは、連続して3日間欠勤した次の日の欠勤日(4日目)を言います。職場、または社会保険事務所で相談(受給要件を確認)の上、必要な書類を作成し、申請します。

申請窓口：ご加入の健康保険組合や全国健保協会、共済組合、国民健康保険組合

国民健康保険、高齢者医療保険にはこの制度はありません。

(2) 障害年金

国民年金、厚生年金保険の被保険者が、法令で定める障がいの状態に該当し、日常生活や就労の面で困難になった場合に受け取る年金です。病気になり医療機関にかかった初診日から1年6カ月経過していること、年金料を基準以上支払っていることなどの要件があります。市町村の国民年金課、年金事務所で相談（支給要件を確認）の上、必要な書類を作成し、申請します。

申請窓口：市町村国民年金課、管轄の年金事務所

(3) 仕事を辞めてしまった、仕事をしていても短時間勤務などで経済的に生活が難しいときは、生活保護の申請を考えましょう。

個人が利用できる預貯金や労働能力、その他あらゆる物を活用しても生活に支障を来し、親・兄弟などの親族の方の支援も難しい場合に、医療費や生活などの経済的な保障を行い、生活を保障する制度です。市町村役場の福祉課または保護課で相談の上、申請します。

Q4 子供を育てながら治療をしなければいけません。他に子供の面倒を見てくれる人がいないので心配です。何か利用できるサービスはありますか？

(A) 治療をしながらの子育てや家事は、体調によっては難しい事があります。頑張りすぎると、心も身体も疲れてしまいます。そのような場合、各自治体で料金や内容は若干異なりますが、ファミリーサポートセンターを比較的 low 料金で利用することが出来ます。自宅

近くの方で講習を受けた協力会員が、受診時のお子さんの預かりやお子さんの保育園の送迎などをサポートして下さいます。預かることが出来るお子さんは生後3カ月から小学6年生までです。事前の登録、依頼者も2時間ほどの講習会の受講が必要です。

家事が辛いときは、有料ですがシルバー人材センターや家政婦協会、訪問介護事業所（介護保険対応）などを利用することが出来ます。

Q5 生活の中で不便を感じることはありません。自宅で安心して生活するため、利用できる制度はありますか？

(A) 廊下やお風呂場などに手すりが必要になってきた、買い物に行く人がいない、家の掃除が大変なのでヘルパーさんにきてほしいなど身の回りの手助けが必要な場合、介護保険制度を利用しましょう。また、体調が不安定なので医師に自宅で診てもらいたい、看護師に医療ケアを手伝ってもらいたいなど在宅で安心して過ごすための制度があります。在宅医療や介護が必要な場合は、各医療機関のがん相談支援センターや地域医療連携センターの相談員にご相談下さい。

(1) 介護保険

介護保険制度の対象者は、65歳以上の方です。また、40歳から64歳までの方で、脳卒中や初老期痴呆など法令に定められる老化に伴って生じる疾病も対象となります。平成18年4月より「がん」も加わりました（がん患者さんの全てが対象になるわけではありません）。住民票がある市区町村に申請し、要支援・要介護認定を受けることに

より、サービスを利用できるようになります。認定の区分によって月ごとの給付費の上限が決まり、その範囲内で介護サービスを受けることができます。自分に必要なサービスがきちんと利用できるよう、介護支援専門員などが本人や家族の意見、希望を聞いた上で、1人ひとりの状況に応じたサービス内容や計画を作成します。利用したサービスの1割か2割の自己負担が必要になります。

(2) 訪問診療

主に病院に通うことが難しい患者様が、訪問診療を行う医師に自宅や施設など生活の場に来てもらい病院と同じような医療を受けることができます。ご加入の医療保険を利用し受けることができます。かかった医療費の1割から3割が自己負担分となります。70歳未満の方は限度額適用認定証が適応になります。他の医療機関での支払いがあり、合算し払い戻しの対象となるものや70歳以上の方の医療費のことも詳しいことは各医療機関の相談員にお尋ね下さい。

(3) 訪問看護

訪問看護では主に、療養上のお世話（食事や排泄、床ずれなど）や診療の補助（体温血圧などの測定、点滴やカテーテルの管理など）を行います。ご本人のみでなく、ご家族のサポート・相談なども行います。医療保険、介護保険のいずれかでご利用できます。

介護保険：1割から2割負担

医療保険：1割から3割負担

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療の高額療養費制度と介護の高額介護・高額介護予防サービス費の両方を利用した方で、2つを合わせた総額が8月1日からの一年間で一定額を超えた場合、払い戻しを受けることができます。

Q6 病気のため、身体に著しい制約が出てきました。身体障害者手帳は取得できますか？

(A) がんの患者様で、病気やその治療、転移などにより身体や精神に著しい障がいが見られ、その症状が続くと判断されたときは、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳の交付の対象になることがあります。

身体障害者手帳・精神保健福祉手帳

がんの治療により永久的に人工肛門や腎ろうなどを造設したときや、初診から6カ月以降において、肢体や体幹、内臓機能や言語機能、精神などに著しい障害があるときなどは、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を申請出来る場合があります。

手帳取得により、障がい福祉サービスの利用や、日常生活用具の給付、税金の控除、JR運賃の割引などを受けることができます。身体障手帳1・2級、精神保健福祉手帳1級の方は医療費の補助の制度があります。

Q7 子供ががんと診断されました。病気のことや学校のこと、医療費のことなど不安です。子供のことを相談できる場所や制度のことが知りたいです。

(A) お子さんががんと診断され、ご家族もショックと不安でいっぱいになります。医師の説明が記憶に残らないほど頭が真っ白になることもあります。しかし、以前と比べ、小児がんの治療も飛躍的に向上し、30%であった長期生存率も70%まで上昇しました。適切な診断・治療により、克服の可能性が高い病気であるとも言えます。

(1) 病気や治療について正しい情報を得ましょう。

お子さんのためにご家族が調べた情報は、とても貴重なものです。その情報がお子さんに当てはまるかどうか、病気や治療に関する分からないことなどもまずは主治医に相談しましょう。また、国立がん研究センターの小児がん情報サービスや公益財団法人がんの子供を守る会が出している情報も参考にすると良いでしょう。

(2) お子さんにどう伝えるか

お子さんが病気の事を知らずに、治療を受けるということは容易ではありません。年齢や性格、発達に応じた説明を受け、治療が必要であること、治療には副作用があること、生活が一時的に変わることなどを理解出来ることが望ましく、お子さんがお子さんなりに病気や治療について希望を持てるようにしていきましょう。

(3) 医療費について

小児慢性疾患医療費助成制度

健康保険の他に、児童福祉法に基づいた「小児慢性特定疾患治療研究事業」として国が定め、各都道府県が実施している医療助成制度です。18歳未満（引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満）の児童が対象となります。この制度では、月ごとの自己負担限度額が生計中心者の所得に応じて定められ、それを超えた額は免除されます。お住まいの市区町村の窓口（ほとんどの場合は管轄の保健所）で申請書類をもらい、医師が記載する書類は病院の窓口へ提出し、必要な書類がそろったら管轄の窓口へ提出しましょう。複数の医療機関で医療を受ける場合、医療機関ごとの申請が必要です。セカンドオピニオンはこの制度の対象にはなりません。

特別児童扶養手当

この制度は、障がいをもつ児童に手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としています。20歳未満で障がいをもつ児童を監護、養育している父母などに支給されます。小児がんや治療が原因による障がいの場合も支給対象になることがあります。お住まいの市区町村の窓口へ申請して下さい。

障害児福祉手当

この制度は、重度障がい児に対してその障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図ることを目的としています。精神、または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給され

ます。お住まいの市区町村窓口へ申請してください。

(4) こどもの発達や就学について

厳しい治療や慣れない入院生活となり、お子さん自身も強いストレスを感じます。またご家族も治療や副作用によるお子さんへの影響、長期の入院による発達や学習面での心配も大きくなると思います。小児がんの治療をする病院には、学習施設があり、学習できる環境が整えてあります。

お子さんにとって、遊びも成長に必要な要素です。遊びの中でお子さんが成長発達していくための保育が行えるようにプレイルームの完備や保育士などが配置されています。

治療終了後退院前には、医療者やご家族、地域の保健師、幼稚園、保育園や学校の教職員などお子さんに関わる専門職が集まり、必要な情報の共有や話し合いを行い、お子さんが生活しやすいように援助していきます。治療が終わっても、長期にわたって定期的な通院が必要となります。

がん相談支援センターについて

がん相談支援センターは全国の「がん診療拠点病院」や「小児がん拠点病院」「地域がん診療病院」に設置されています。

がん相談支援センターでは、専門・認定看護師やがん専門相談員が、がんの治療・副作用、精神面や医療費、各種社会制度や就労、就学に関すること、療養に関する事など様々な相談を受けております。相談料は無料です。相談内容が他者に知られることはありませんの

で、安心してご相談下さい。必要時、患者様やご家族の承諾を得て、院内専門職や他病院に連携し、患者様・ご家族が抱えておられるお困り事を軽減できるように支援していきます（医師による診療ではありませんので、治療についての判断はできません）。

（井原国代、上井真理）

